

# 諸手続

## (1) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

ア 届出先 町選管

イ 届出期日 契約が立候補届出の前の場合 ……立候補届出の時  
契約が立候補届出の後の場合 ……契約締結後直ちに

ウ 添付書類 各業者等との契約書の写し

### 留意事項

「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。

契約の相手方が生計を一にする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りません。

## (2) 確認申請

下記アについては、(1)の契約届出と同時に、確認申請が必要です。

ア 確認申請が必要なもの

選挙運動用自動車の燃料代 …金額の制限範囲内であることの確認

選挙運動用ポスターの作成 …作成限度枚数（掲示場数）の確認

選挙運動用ビラの作成 …作成限度枚数の確認

イ 確認申請の方法

確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。

確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。

確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

ウ 確認申請書の提出先 ……町選管

エ 確認書の交付

申請に基づき市委員会から確認書を交付します。

交付を受けた確認書は直ちに業者に提出してください。

確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

### (3) 使用（作成）証明書の交付

上記（1）の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に交付（1部）しなければなりません。なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

### (4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、町選管が業者等に直接支払います。ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

請求期限 請求書は必要な添付書類を添えて、4月28日（木）までに提出してください。